

令和6年第3回北海道議会定例会 決算特別委員会 開催状況

開催年月日 令和6年11月11日(月)

質問者 日本共産党 丸山 はるみ 委員

答弁者 子ども応援社会推進監 野澤 めぐみ

子ども政策局長 森 みどり

子ども政策企画課長 工藤 晴光

子ども成育支援担当課長 中村 浩

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>三 子育て支援について</p> <p>(一) 子育て支援施策の効果と評価について</p> <p>急速な少子化の進行が続いています、北海道の将来に広く深刻な影響を与えることが懸念されています。</p> <p>北海道では、そうした中、社会全体で少子化対策を推進し、安心して子どもを生み育てることができ、子どもが健やかに成長できる環境整備を目指して、2004年ですね、「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」を制定しまして、昨年度は、令和2年から令和6年の5年間を計画期間とした第4期目の「北の大地子ども未来づくり北海道計画」の下で取組が進められてきました。</p> <p>計画の基本目標は、「結婚や出産を望む全ての人々の希望が叶えられ、子どもたちが幸せに育つことのできる地域社会の実現」として、合計特殊出生率を全国平均まで引き上げるとしています。北海道の合計特殊出生率は、2023年には全国が1.20であったところ北海道は1.06と47都道府県ワースト2位、東京に次いで低い水準となってしまいました。全国を上回る早さで少子化が進行していると言わざるを得ません。</p> <p>計画の第1期目から合計特殊出生率はずっと全国の数値を下回っているのですが、計画に基づく事業実施の効果についてどのように評価しているのか伺います。</p> <p>(二) 産後ケアについて(助産師等空白地域の産後ケア支援事業)</p> <p>1 実施状況について</p> <p>道内自治体の産後ケア事業の実施状況についてお答えください。</p> <p>2 事業の実績等について</p> <p>先ほども申し上げた基本目標の達成に向けて、安心して子どもを育てられる環境の向上を図ろうとしているところなんですけれども、現代の子育てをする世代が、出産経験が少ないどころか、その成長する過程で乳幼児に接する機会が少ない</p>	<p>【子ども政策企画課長】</p> <p>子ども未来づくり北海道計画の基本目標についてでございますが、道では、全国を上回るスピードで少子化が進行する中、平成16年に制定した「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」に基づき、本計画を策定し、妊娠・出産、子育てなどのライフステージに応じた切れ目のない総合的な少子化対策に取り組んできたところでございます。</p> <p>本年度は、計画の最終年度となりますことから、先般、北海道こども施策審議会において、これまでの取組に係る検証と評価を行ったところでございまして、「出生率を全国平均まで引き上げる」との目標につきましては、達成に至らず、その要因といたしましては、経済的な不安定さや、仕事と子育ての両立の難しさなど、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っており、引き続き、各般の施策に取り組んでいく必要があるものと考えているところでございます</p> <p>【子ども成育支援担当課長】</p> <p>産後ケア事業の実施状況についてであります。道内での令和6年度の事業実施市町村は、166となっております。実施方法別では、医療機関等に宿泊する「短期入所型」が81市町村、保健センター等に来所する「通所型」が129市町村、助産師等が利用者宅に訪問する「居宅訪問型」は119市町村となっております。</p> <p>【子ども成育支援担当課長】</p> <p>産後ケア支援事業についてでございますが、道では、助産師等の専門職を確保できないために産後ケア事業の実施が困難となっている市町村に対し、令和5年度から北海道助産師会に委託して、助産師を派遣し、実施体制の整備を図るための事</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>と思っているんですね。その中で産後ケアというのは、子育て支援をするその重要な事業だと思います。昨年度は、助産師等空白地域の産後ケア支援事業を行っていますが、実施の内容と、その効果について伺います。</p> <p>3 里帰り出産時の産後ケア事業について</p> <p>答弁踏まえてですね、この事業がもっと広がっていくことを期待するんですけど、産後ケア事業は、産後すぐから利用できるということが大きな利点だと思います。いまだ里帰り中などに利用できない自治体があります。また、分娩した施設がですね、他の自分が住む自治体と他の自治体であるがために、その施設が産後ケア事業を実施していたとしても、利用できないという状況もあります。このことについて、改善が必要という風に考えるんですけども、道の見解を伺うとともに今後どのように取り組むのかお答えください。</p> <p>3 助成事業の実施市町村数について</p> <p>国の産後ケア事業ガイドラインでもですね、里帰り出産をしてても、使えるようにした方がいいと言われていたということで、ただですね、市町村もやりたいと思ってても、助成してますから、その経済的な負担が、ネックの一つになっていると思うのですが、3定の予算特別委員会の真下議員の質問で、2023年度の出産可能自治体が27、このうち経産婦のみ受け入れしているのが3ということが明らかになりまして、妊産婦の自宅から、医療機関までの距離など要件を満たす場合には、今、出産安心支援事業がございます。交通費や宿泊費が助成されます。これをですね、産後ケア、出産間もない母親の孤立を防ぎ、育児の不安を解消し、適切な育児の方法を学ぶための重要な事業であるこの産後ケア事業にですね、出産安心支援事業の対象とする、対象を拡大することを提案しますが、どのようにお考えかお答えください。</p> <p>北海道の見解も最もだと思うのですが、しかし、一番大切なのは利用者の意向だと思いますので、そこを是非勘案して欲しいと思います。</p>	<p>業を開始したところです。</p> <p>昨年度は、留萌市と苫前町において、通所型による産後ケア事業の実施を支援し、派遣助産師による母親への乳房ケアや授乳方法、産後の身体ケア、子どもの抱き方や遊び方などの指導のほか、市町村保健師等へ具体的な支援方法について助言などを行ってきました。</p> <p>利用者へのアンケートでは、「育児への不安が軽減された」、「参加者同士でとても楽しく交流できた」との声や、市町村からは、「実際の運営方法が具体的に分かった」、「今後、地域に見合った事業の必要性が明確になった」などの評価があり、事業実施に向けた体制づくりが進んだものと認識しております。</p> <p>【子ども成育支援担当課長】</p> <p>産後ケア事業の対象についてであります。本事業の利用条件などにつきましては、事業実施主体である市町村が定めるものであります。里帰り出産をしている母子であっても、希望する場合は、里帰り先での事業を利用できることが望ましいと認識しております。</p> <p>国の産後ケア事業ガイドラインでは、里帰り出産をしている方についても、事業の対象者として対応することが望ましいと記載されていることから、道としましては、ガイドラインに基づいた産後ケアの提供について、母子保健に係る会議等を活用し、市町村に周知を図るなど、支援を必要とする全ての方が利用できる事業となるよう、提供体制の確保に向けた取組を引き続き進めてまいります。</p> <p>【子ども成育支援担当課長】</p> <p>産後の母子への支援についてであります。産後ケア事業は、利用する母子の移動に伴う身体的、経済的負担が、最小限となるよう実施されることが望ましいことから、市町村では、保健センター等を会場に、助産師が出向き実施する通所型や、居宅訪問型など、実施方法を調整し、地域で産後ケアを受けられる環境を整える取り組みを行っております。</p> <p>道としましては、母子に身近な施設など地域資源を活用した、産後ケア事業の実施方法について、先進事例の情報提供を行うなど、産後の心身が不安定となる時期のニーズに即した、支援体制の整備に向けて、引き続き、市町村や関係機関と連携を図りながら取組を進めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(三) こども医療費助成の拡充について</p> <p>1 医療給付事業の実績について</p> <p>計画では、目標達成に向けた重点的な施策推進の視点のひとつとして経済的な負担軽減を挙げています。道民意識調査で、理想の子どもを持たない理由を子育てや教育にお金がかかりすぎるからとしたのが 59.2%と最多となっています。主な施策に医療費給付事業を挙げていますが、子ども医療費について、過去3年間の予算額と決算額、そして、増減の理由についてお答えください。</p> <p>2 医療給付事業の内容について</p> <p>新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことで、助成額が増えたということは、医療費の負担が増えたものと考えますが、道の事業と同水準にとどまっている道内自治体は通院で6自治体3%、入院で5自治体2%のみです。それ以外は、道内各自治体が独自に拡充して、高校生まで助成しているところが大半です。通院で133自治体74%、入院で138自治体77%に上っています。北海道の子ども医療費助成制度が導入されたのは、昭和48年です。現在の事業の内容と、いつから変更されていないのかお答えください。</p> <p>3 助成の対象年齢等について</p> <p>段階的に拡充してきたのが、なぜ平成20年度に止まってしまったのか思うのですが、他都府県の状況ですが、こども家庭庁成育局母子保健課調べの子ども医療費に対する援助の実施状況によりますと、道の助成以上に助成を実施している都府県は通院で25自治体、通院で24自治体と半数を超えています。合計特殊出生率がワースト2位の北海道として、他府県に比較してこうした現状で良いと考えているのかお答えください。</p> <p>4 今後の取組について</p> <p>2021年の北海道大学・北海道と札幌市は第2回目の「こどもの生活実態調査」によりますと、必要な病院受診を控えたことのある人の割合は、所得が低いほど、その割合が増えています。経済的な問題がここにあります。道の制度は2008年から変わっておりませんが、その間、年間の出生数は16,254人減っています。40%の減少です。基本</p>	<p>【子ども成育支援担当課長】</p> <p>乳幼児等医療給付事業についてであります。本事業は、子どもの健康保持や子育て世帯の経済的負担の軽減などを図るため、医療費の一部を助成するものであり、予算額は、令和3年度が32億2,596万2千円、令和4年度が31億5,823万7千円、令和5年度が31億1,461万4千円、決算額は、令和3年度が25億4,681万9千円、令和4年度が24億685万7,268円、令和5年度が28億7,813万1千円でありました。</p> <p>決算額は、出生数が減少していることなどにより、減少傾向にあります。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、検査費用等の患者負担額が発生し、助成額が増加したため、決算額が増加いたしました。</p> <p>【子ども成育支援担当課長】</p> <p>事業内容についてであります。乳幼児等医療給付事業は、就学前までの通院及び小学生までの入院に対して、受診の機会を適切に確保し、必要な治療が受けられるよう医療費の一部を補助するものです。</p> <p>事業を開始した昭和48年当初は、通院は3歳未満児を、入院は2歳児までを対象としておりましたが、その後、段階的に給付対象年齢などを拡充しながら、平成20年度に現在の給付対象としたところでした。</p> <p>【子ども成育支援担当課長】</p> <p>助成の対象年齢等についてであります。令和5年4月1日現在で、通院については、25都府県が、道の対象である就学前を超えて助成の対象としており、入院は、24都府県が、道の対象である小学生を超えて助成の対象としており、承知しております。</p> <p>道としては、医療費の負担が特に大きいとされている就学前までの通院及び小学生までの入院について助成対象としており、今後とも医療費助成に取り組む市町村と連携しながら事業の安定的な制度運営に努めてまいります。</p> <p>【子ども政策局長】</p> <p>今後の取組についてであります。道では、市町村との連携のもと、子育て世帯の経済的負担の軽減等を目的に対象年齢などの見直しを行いながら、制度運営に努めてきたところであり、全ての市町村が医療費助成を実施している中、地域で格差が生じることは、社会保障制度の公平性を確保する観点から望ましいことではないと考え、国</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>目標で安心して子どもを育てられる環境の向上を挙げていますから、子ども医療費助成は目標達成のための一助となると考えますけれども、道としてどのように考えているのでしょうか。</p> <p>再-4</p> <p>決算額をお聞きしたときに令和5年度は増加されていました。独自に子どもの医療費を拡充している自治体も財政的な負担が増加していると思います。各自治体が十分な子育て支援をやっているけれども、まだやりたい事業があるはずで、先ほど挙げました産後ケアもそうです。そういうことを考えたら、道が国に要請するのも良いですが、道がやる必要があると思うのですが、もう一回お答えいただけますか。</p> <p>【知事総括】</p> <p>地域によって格差が生じているということですから、このことについて、知事にお考えをお聞きしたいので、委員長、取り計らいをお願いいたします。</p> <p>(四) ひとり親家庭等医療費助成制度について</p> <p>1 事業内容と実績について</p> <p>現在、北海道では、ひとり親家庭医療費事業の対象となる医療費受給者の要件について、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の規定としているところですが、具体的に説明を求めるとともに、過去3年間の予算と事業費の推移を伺います。</p> <p>2 対象者の拡大について</p> <p>家族構成が多様化していると思うんです。他自治体の例として、ひとり親家庭に準ずると認められる場合も、ひとり親家庭等医療費助成制度の対</p>	<p>に対し全国一律の助成制度の創設を求めてきたところでございます。</p> <p>引き続き、全国知事会などとも連携しながら、どこに住んでいても安心して子育てができるようあらゆる機会を通じて要望してまいります。</p> <p>【子ども政策局長】</p> <p>今後の取組についてであります。道では、子どもの医療費の助成について、健康保持や子育て世帯の経済的な負担軽減などの役割を果たしているものと認識しており、これまで、市町村と連携を図りながら、制度の安定的な運営に努めてきたところでございます。</p> <p>一方、道内の市町村では、子育て支援や少子化対策として、独自に助成措置を講じており、その結果、地域で格差が生じている実態を踏まえると、本来は、公平な社会保障制度を確保する観点から国が全国一律の助成制度を創設するべきと考えており、引き続き、全国知事会などとも連携しながら、国へ強く要望してまいります。</p> <p>【子ども成育支援担当課長】</p> <p>ひとり親家庭等医療給付事業についてであります。本事業の給付対象は、まず、親については、18歳の年度末までの子どもを扶養または監護する母または父、あるいは、18歳の年度末の翌日から20歳までの月末までの子どもを扶養する母または父としております。</p> <p>また、子どもについては、ひとり親家庭の母または父に扶養または監護されている18歳の年度末までの子ども、あるいは、ひとり親家庭の母または父に扶養されている18歳の年度末の翌日から20歳までの月末までの子どもとしているが、両親が死亡等の場合は、他の家庭で扶養または監護されている子どもも給付対象となります。</p> <p>過去3年間の予算額は、令和3年度が9億7,916万1千円、令和4年度は9億5,060万3千円、令和5年度は9億1,588万5千円であり、決算額は、令和3年度が7億7,053万円、令和4年度は7億2,558万1,125円、令和5年度は8億7,588万8千円でありました。</p> <p>【子ども成育支援担当課長】</p> <p>受給対象者についてであります。道としては、家族構成が多様化し、子どもを扶養する大人が父母に限られないことは承知しておりますが、</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>象としているところがあります。こうした事例から、母又は父ではない養育者も給付対象とすることに問題はないと考えますが、道として導入する考えはあるか伺います。</p> <p>3 今後の取組について</p> <p>児童扶養手当の受給者は母子世帯または父子世帯が多いですが、中には父または母以外が養育する世帯もあります。ひとり親に準ずる家庭でも児童扶養手当は制度上受けることができます。こういうことを考えたら、ひとり親家庭の医療費の助成だけを排除することはいけないと思うのですが、該当する家庭のひとり親家庭全体に占める割合を聞くとともに、北海道でも実施すべきではないかと思うのですが伺います。</p> <p>対象者がたったの0.5%で、彼らが声を上げられない状況をぜひ想像していただいて手を差し伸べていただきたいとお願いします。</p> <p>(五)保育料の無償化について</p> <p>1 幼児教育・保育の無償化について</p> <p>2019年5月10日、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が可決・成立し、10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始されることとなりました。決算年度で北海道が支援していた制度の内容をお示しください。</p> <p>2 自治体の取組について</p> <p>今、多子世帯ということだったのですけれども、道のホームページで、道内市町村、2023年度は完全無償化が39自治体、第二子以降無償化している自治体、所得制限ありが69自治体、所得制</p>	<p>母子家庭等の生活の安定と向上を目的としている「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に規定する配偶者のない女子あるいは男子をひとり親家庭の母あるいは父として、入院医療費の自己負担の一部を助成しております。</p> <p>なお、子どもについては、両親の死亡や行方不明等により、父母以外の者に扶養等されている場合でも入院及び通院の医療費を助成しているところではあります。</p> <p>【子ども政策局長】</p> <p>今後の取組等についてであります。国が公表している令和4年度福祉行政報告例によると、全道の児童扶養手当受給者2万2,032人のうち、約0.5%の110人が母または父以外の養育者となっております。</p> <p>道では、市町村との連携のもと、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図り、受診の機会が適切に確保され、必要な治療が受けられることを目的に対象範囲などの見直しを行いながら、制度運営に努めてきたところであり、どこに住んでいても安心して子育てができるよう国に対し、ひとり親家庭の医療費に関する全国一律の助成制度創設を要請してまいります。</p> <p>【子ども保育支援担当課長】</p> <p>幼児教育・保育の無償化についてであります。国では、保育所等を利用する3歳から5歳の全てのこどもの利用料を令和元年10月から無償化するとともに、0歳から2歳のこどもについても、住民税非課税世帯を対象に利用料を無償としております。</p> <p>道では、平成29年度から独自の取組として、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、安心してこどもを生み育てることができる環境づくりを推進するため、多子世帯の保育料負担軽減事業として、3歳未満の第二子以降の保育料無償化等を実施する市町村に対し、その費用の2分の1を補助しているところではあります。</p> <p>【子ども保育支援担当課長】</p> <p>自治体の取組についてであります。道内の市町村では、少子化が進むなか、それぞれが創意工夫を凝らしながら、実情に即した独自の子ども・子育て支援施策に取り組んできており、その一つ</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>限なしが 68 自治体と実施しています。実施自治体が増えている現状について、どのように認識していますか。</p> <p>3 保育の無償化について 北海道の計画でも、経済的負担が、希望する子どもを持たない理由の最大のものとなっています。持つつもりの子どもよりも、実際に生んだ子どもの数のほうが少ないという事態がすでに起こっているわけです。一人目からの支援が必要だと私は考えておまして、まず保育料は一人目から完全無償にする支援こそが、こども未来づくり北海道計画の目標を達成するためにも必要だと考えますけれども見解を伺います。</p> <p>4 今後の取組について 北海道の計画ではですね、希望する数の子どもを持つことができ、安心して子どもを育てられる環境の整備をすることで、合計特殊出生率を全国平均まで引き上げようとしているわけです。今、若年の女性が道外に流出していますから、合計特殊出生率を全国平均まで引き上げてはまだ厳しい状況だということも指摘しておきたいんですけども、今回質問した産後ケア、子ども医療費、保育料の無償化について、経済的な支援の側面から、計画の目標達成のために充実させる必要があると私は考えています。子育て世帯への支援を今後どのように取り組むのか伺います。</p>	<p>として、保育料の無償化を実施しているものと認識しております。</p> <p>道では、こうした市町村を支援するため、独自に、多子世帯の保育料の無償化に取り組み、実施自治体の増加に向けて働きかけを行い、令和5年度は163市町村が本事業を活用しており、今後も、市町村と連携しながら、子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組んでまいります。</p> <p>【子ども成育支援担当課長】 保育の無償化についてであります。道では、保育料の無償化は、子育て世帯の経済的負担の軽減や、女性が働き続けられる環境づくりにも効果があると考えており、独自に、3歳未満の第二子以降の保育料無償化に取り組んできました。</p> <p>道としましては、これまで0歳から2歳児についても、3歳以上児と同様に、国の責任において無償化の対象とするよう、強く求めてきたところであり、全国知事会とも連携し、幼児教育・保育の完全無償化の早期実現に向けて引き続き国に要望してまいります。</p> <p>【子ども応援社会推進監】 今後の取組についてでございますが、昨年、国は、「こども未来戦略」を取りまとめ、若年層の所得向上や社会全体の意識改革、全ての子ども・子育て世帯への切れ目のない支援といった基本理念を示しますとともに、本年6月、関係法を改正し、児童手当の所得制限の撤廃や対象年齢の拡充のほか、就労要件を問わず、柔軟に保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」の導入など、経済的支援や子育て支援策の強化を図ったところです。</p> <p>道といたしましては、改正法に盛り込まれました施策を着実に実施いたしますとともに、引き続き、産後ケア事業や子どもの医療費助成、多子世帯の保育料無償化など、各般の施策を市町村や関係団体等と連携しながら進めますとともに、新たな条例制定や「こどもファスト・トラック」など、子どもや子育てを応援する気運を高める取組を同時に進めますことで、希望する若い世代の誰もが、結婚や子どもを生み、育てることができる社会の実現に向け、取り組んでまいります。</p>